

事務連絡  
令和 8 年 7 月 1 日

都道府県下水道担当課長  
政令指定都市下水道担当部長  
（以上地方整備局等  
下水道事業担当課長等経由）  
地方共同法人日本下水道事業団下水道担当課長

） 殿

国土交通省水管理・国土保全局  
下水道事業課 課長補佐

#### 下水道事業の再評価における「改善継続」の運用について

日頃より下水道行政及び下水道事業の推進に御尽力いただき厚くお礼申し上げます。

「国土交通省所管公共事業の事業評価実施要領の改定について」（令和 7 年 9 月 18 日付国官総第 105 号、国官技第 174 号）のとおり「国土交通省所管公共事業の再評価実施要領」が、「下水道事業の再評価実施要領細目の改定について」（令和 8 年 7 月 1 日付国水下第 23 号、国水下第 24 号）のとおり「下水道事業の再評価実施要領細目」が改定され、対応方針又は対応方針案に「改善継続」が位置づけられたところです。

今般、下水道事業における事業再評価において、別紙に該当する場合については、「継続」ではなく「改善継続」とすることを定めましたので、適切な運用をお願いします。

また、都道府県におかれては、貴管内市町村（政令指定都市を除く。）に対しても、その旨周知方お願いいたします。